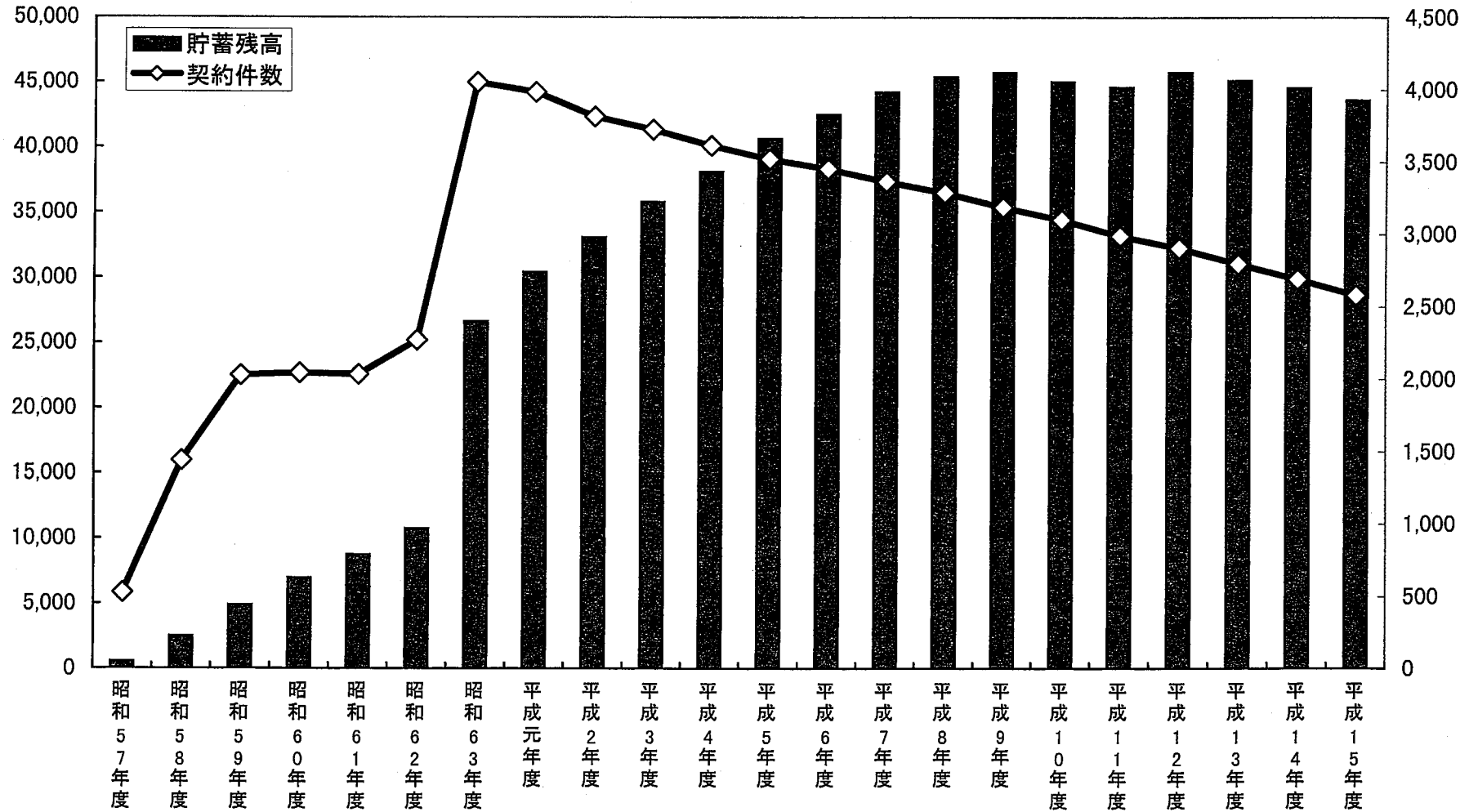


財形貯蓄の推移(年金)

残高(億円)

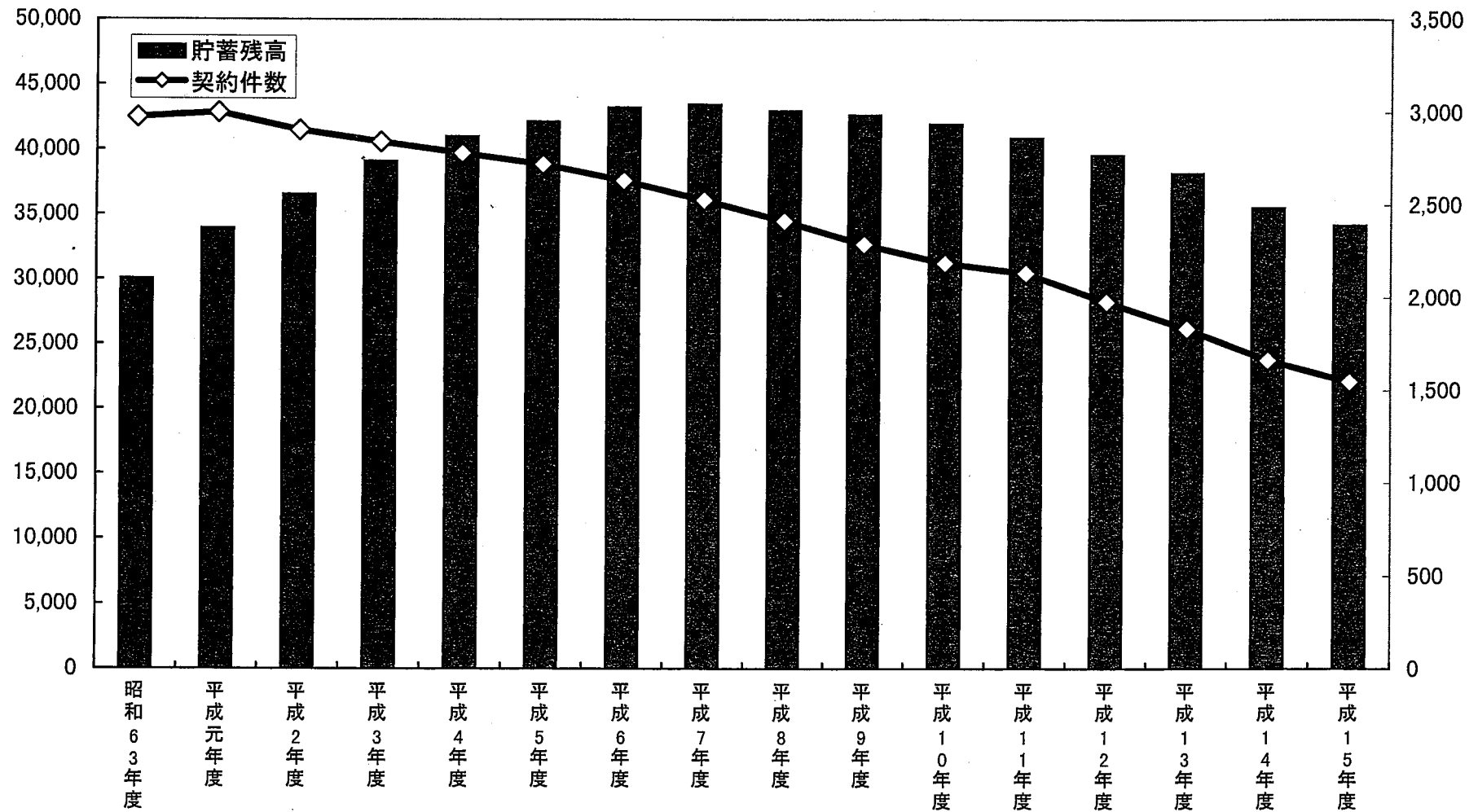
件数(千件)



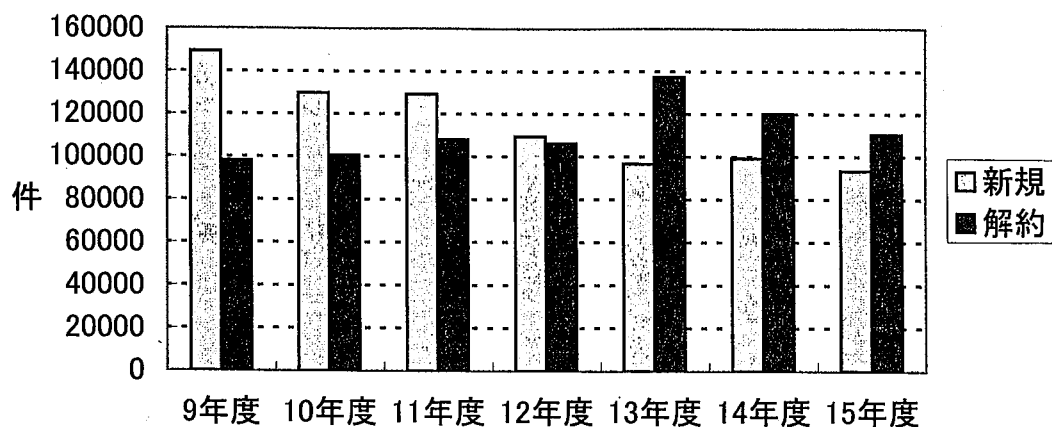
財形貯蓄の推移(住宅)

残高(億円)

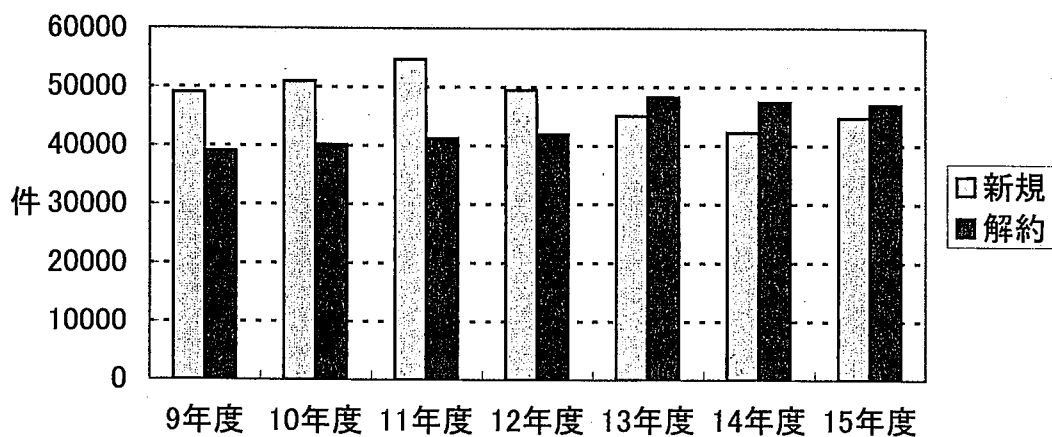
件数(千件)



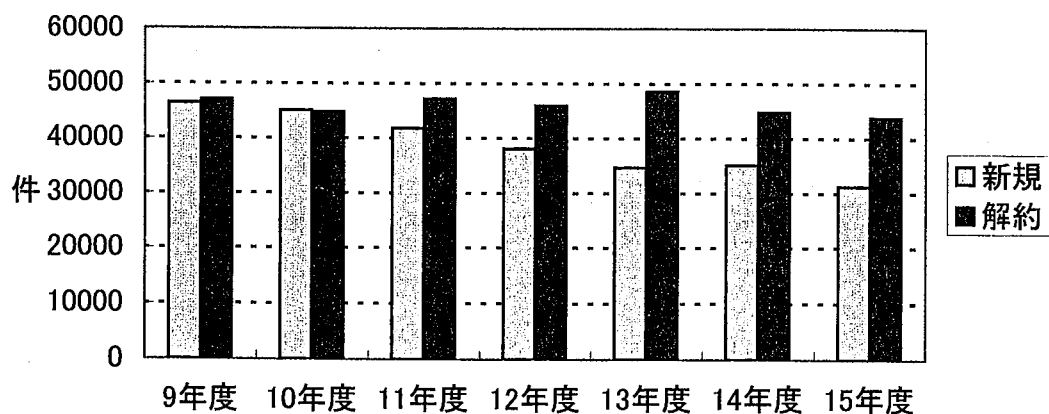
年度別新規・解約件数(一般財形)



年度別新規・解約件数(財形年金)

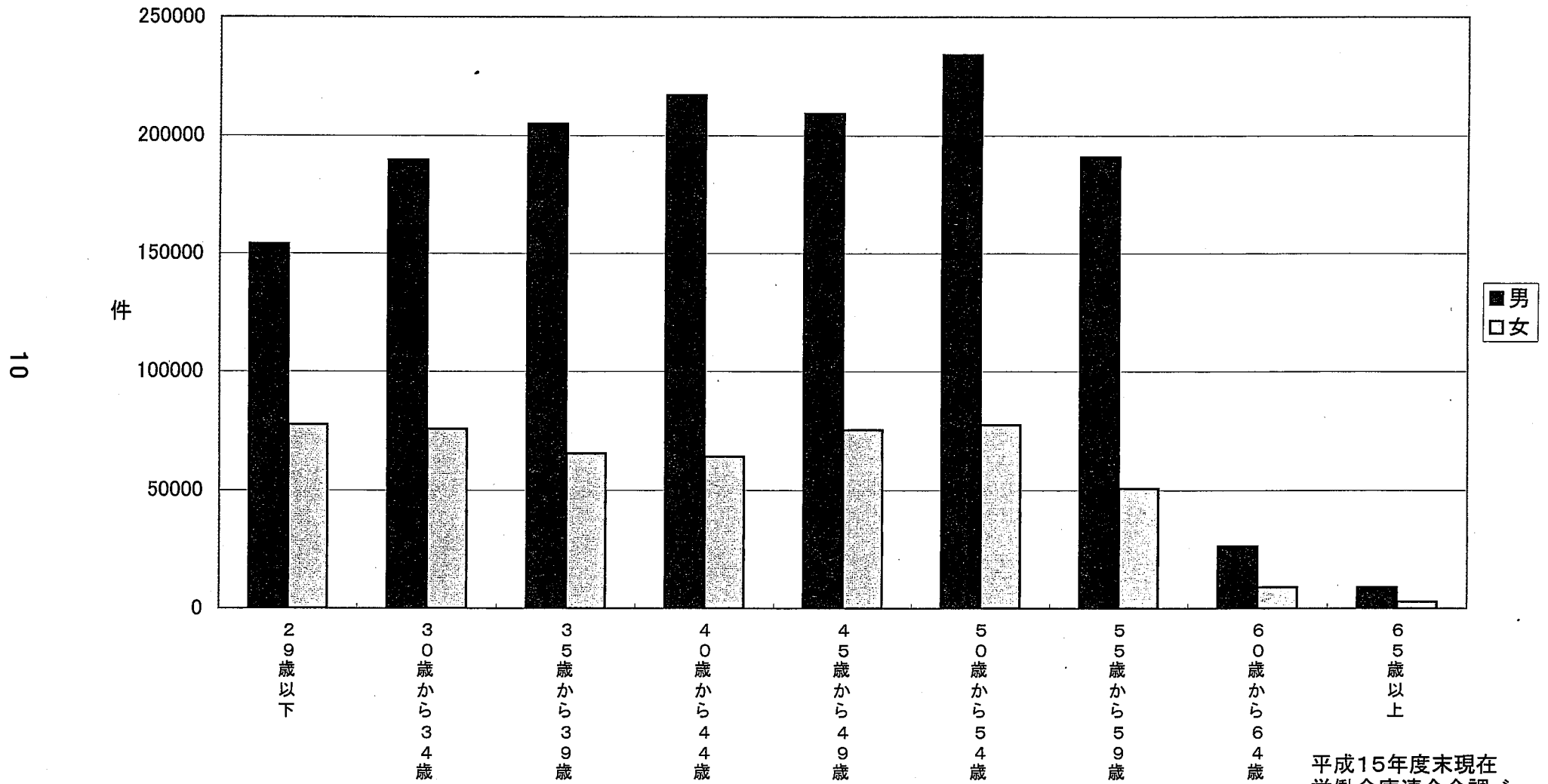


年度別新規・解約件数(財形住宅)



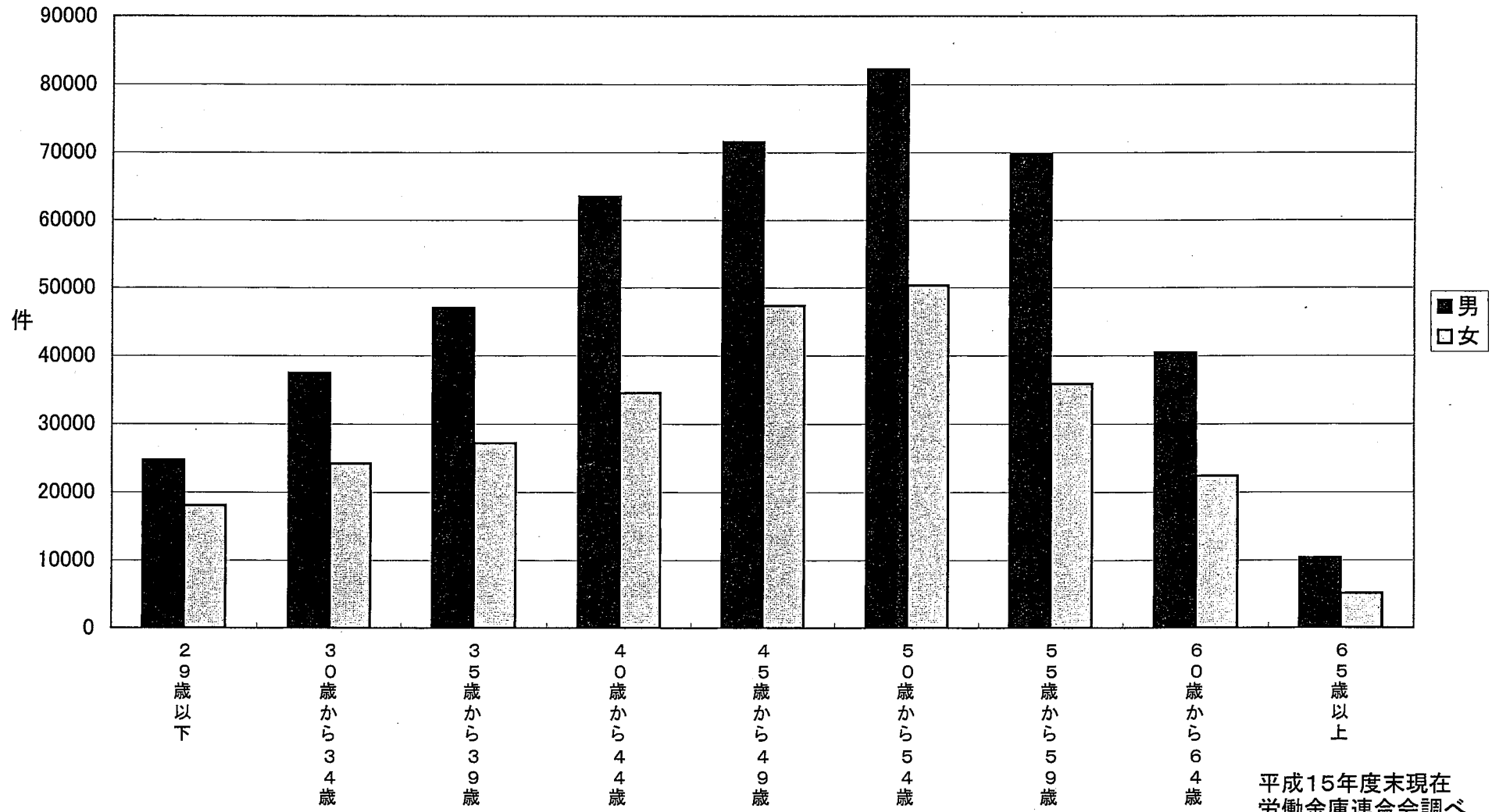
(労働金庫連合会調べ)

一般財形貯蓄の年齢・男女別契約件数

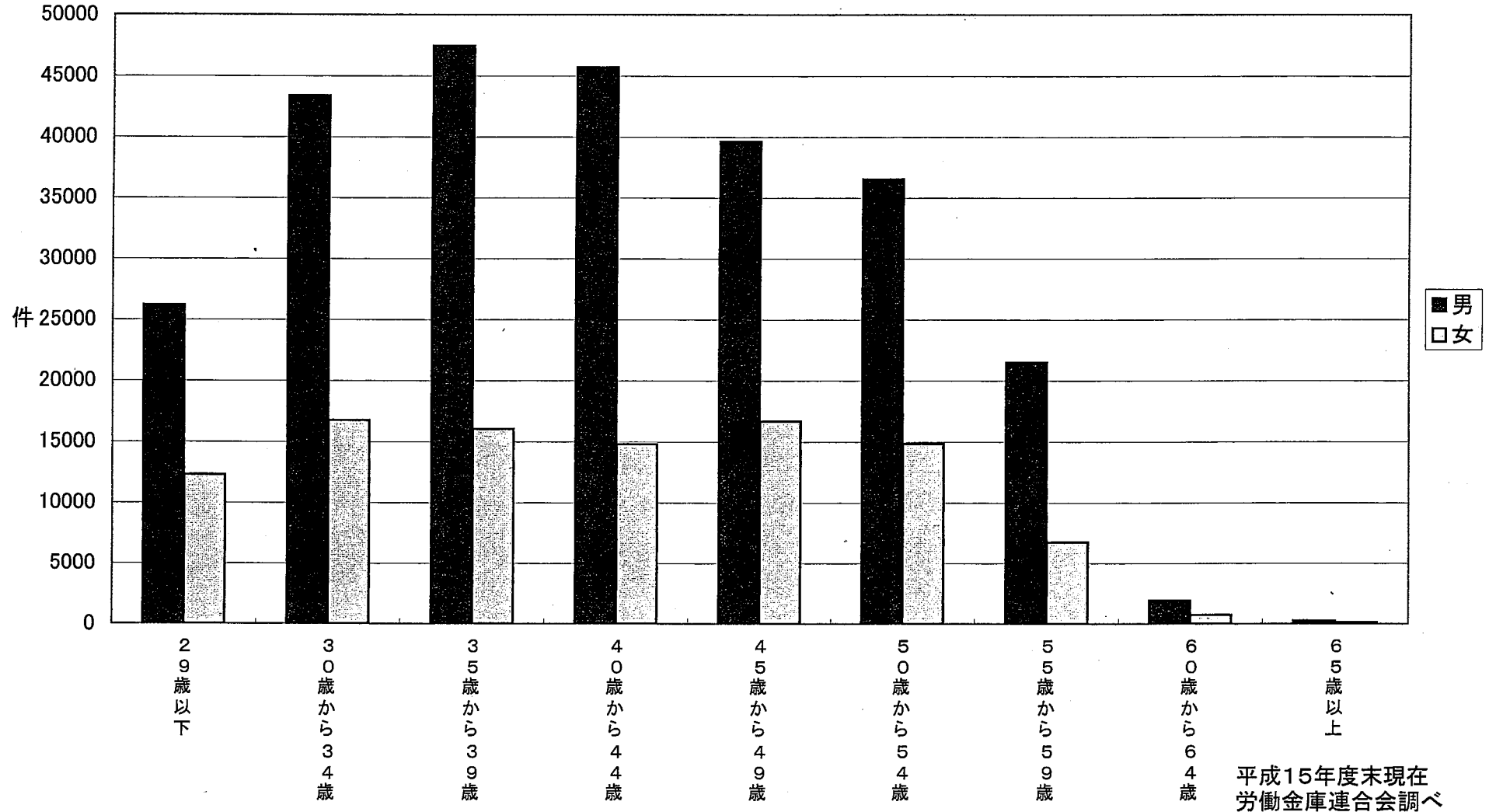


平成15年度末現在
労働金庫連合会調べ

財形年金貯蓄の年齢・男女別契約件数



財形住宅貯蓄の年齢・男女別契約件数



平成15年度末現在
労働金庫連合会調べ

財形貯蓄実施状況（平成16年3月末日現在）

（単位：千件、百万円）

	一般財形		年金財形		住宅財形		合計	
	契約件数	貯蓄残高	契約件数	貯蓄残高	契約件数	貯蓄残高	契約件数	貯蓄残高
都市銀行	1,271	2,264,335	244	448,978	346	899,964	1,861	3,613,277
地方銀行	1,532	1,304,589	352	499,888	163	249,178	2,047	2,053,655
長期信用銀行	72	183,469	21	49,860	26	83,987	119	317,316
信託銀行	750	1,391,502	347	617,091	323	949,188	1,420	2,957,781
第二地銀	295	185,081	55	73,555	25	33,701	375	292,337
信用金庫	178	124,836	53	70,766	18	30,268	249	225,870
信用組合	86	162,336	9	47,695	12	23,898	107	233,929
労働金庫	2,112	1,939,405	799	996,856	390	567,464	3,301	3,503,725
農中・商中	67	130,090	17	30,891	9	22,036	93	183,017
農協・漁協	69	55,959	26	46,184	11	20,558	106	122,701
生命保険	587	905,249	283	632,913	108	264,406	978	1,802,568
損害保険	187	272,320	31	56,728	26	54,056	244	383,104
証券会社	227	532,823	71	142,046	39	121,131	337	796,000
郵便貯金	497	689,263	31	43,091	31	67,997	559	800,351
簡易保険	26	23,631	1	2,213	17	25,819	44	51,663
農協共済	3	3,382	-	-	0	688	3	4,070
警察共済	-	-	238	604,322	-	-	238	604,322
合計	7,959	10,168,270	2,578	4,363,077	1,544	3,414,339	12,081	17,945,686

海外の財形類似制度の概要

	英国	ドイツ	米国	
制度名	個人貯蓄勘定 (ISA: Individual Savings Account)	修正第5次財産形成法 (1998年)	個人退職勘定 (Roth-IRA: Individual Retirement Account)	個人退職勘定 (Traditional IRAs: Individual Retirement Account)
利用資格	16歳以上 (労働所得があること)	勤労者。ただし、助成を受けるには、所得制限あり (独身者は3万5千マルク、既婚者は7万マルク)。	次の勤労所得に該当する者は、年齢を問わず、利用できる。 ○ 夫婦合算申告者: 合算勤労所得が\$150,000以下の者は全面利用可。ただし、\$150,000~160,000の者は、遡減利用可。\$160,000以上の者は利用不可。 ○ 単独申告者: 勤労所得が\$95,000以下の者は全面利用可。ただし、\$95,000~110,000の者は、遡減利用可。\$11,000以上の者は利用不可。	勤労所得があり、70.5歳未満であること。 ○ 企業年金に加入していない者は勤労所得水準に関係なく利用可。または、 ○ 企業年金に加入しているが所定の控除可能勤労所得金額に該当する者 控除可能勤労所得: ・ 夫婦合算申告の場合は\$65,000未満は全額控除、\$65,000以上\$75,000以下は一部控除、\$75,000以上は控除なし。 ・ 単独申告の場合は\$45,000は全額控除、\$45,000以上\$55,000以下は一部控除、\$55,000以上は控除なし。
投資内容	○ 人々の様々なニーズに合わせ、「株式」「キャッシュ」「生命保険」という様々なコンポーネントの貯蓄方法の中から選択し、短期または長期の貯蓄ができる。 ○ ISAには次の2種類ある。① Max ISA (「株式」「キャッシュ」「生命保険」という3つのコンポーネントがセットで入っている。ただし、各々のコンポーネントへの拠出額は個人が決める)、② Mini ISA (「株式ISA」「キャッシュISA」「生命保険ISA」という個別のISAから成り、個人が、そのいずれかまたは全部を選択し、拠出金額を決める)	○ 株式投資 ○ 住宅建設貸付組合を通じる貯蓄	○ 銀行預金 ○ ミューチュアルファンド ○ 生命保険 ○ 証券会社での自己指図運用	○ 銀行預金 ○ ミューチュアルファンド ○ 生命保険 ○ 証券会社での自己指図運用
拠出限度額	① Max ISA 7000ドル (①株式コンポーネント 7000ドル、②キャッシュ 3000ドル、生命保険コンポーネント 1000ドル) ② Mini ISA (①株式コンポーネント 30000ドル、②キャッシュ 3000ドル、生命保険コンポーネント 1000ドル)	○ 株式投資 (貯蓄限度額 800 DM、助成率: 旧西ドイツ 20%、旧東ドイツ 25%) ○ 住宅建設貸付組合を通じる貯蓄 (貯蓄限度額 936 DM、助成率 10%)	① Roth-IRAのみに拠出の場合 次のうち低い額 ・ 3000ドル。ただし、50才以上の者は3500ドル。 課税対象報酬 ② Roth-IRAと Traditional IRAの両方に拠出の場合 Roth-IRAのみの拠出限度額から、これ以外の全IRA拠出を差し引いた金額が限度となる。	\$3,000。ただし 50歳以上の者は、キャッチアップ拠出として、\$500追加拠出が可能。
税制上の優遇措置 (中途引出)	税後所得から拠出、運用益が非課税	なし	○ 課税後所得から拠出、運用益が非課税。 ○ 5年以内の引出しには、ペナルティ税が課せられる。5年経過後に適格の引出しを行う場合は、元本および収益とも課税されない。 ○ 59.5歳到達前の収益部分引出しに対しては、次の場合を除き、10%のペナルティ税が課せられる。 ・ 教育のため ・ 初めての家の購入に対し\$10,000まで。 ・ 障害または死亡 ・ 特定の年齢までに引出しを開始する義務はない。	○ 課税前所得から拠出 ○ 59.5歳以前の引出しは、次の場合を除き、10%のペナルティ税を課せられる。 ・ 教育 ・ 勤労所得 (AGI) の7.5%を超える医療費 ・ 税制適格医療保険 ・ 初めての自宅購入に対し\$10,000 ・ 障害または死亡 ○ 引出しは、70.5歳に到達した直後に到来する4月1日までに開始しなければならない (これに反した場合は、引出義務のある金額に対し、50%のペナルティ税)。 ○ 引出しに伴い、積立元本および収益部分の両方に所得税が課税される。